（案）

○○○○地区自主防災会規約

　（名称および事務所）

第１条　この会は、○○○○地区自主防災会（以下「本会」という。）と称し、事務所は会長宅におく。

　（目的）

第２条　本会は、住民の隣保共同の精神にもとづく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震など」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

　（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　⑴　防災に関する知識の普及

　⑵　地震などに対する予防

　⑶　地震などの発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出・救護などの応急対策

⑷　前号に関する訓練

⑸　資機材などの整備

⑹　その他本会の目的を達成するために必要な事項

　（会員）

第４条　本会は、○○○○地区の会員をもって構成する。

　（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

　⑴　会　長　　１　名

⑵　副会長　　２　名

⑶　班　長　　５　名

⑷　会　計　　１　名

　⑸　監　事　　１　名

２　役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は２年とする。ただし、再任することができる。

　（役員の任務）

第６条　役員は別に定める活動計画にもとづく職務を行う。

　（総会および役員会）

第７条　総会及び役員会を開催する。

(1)　総会は、毎年○月に開催する。

(2)　役員会は、会長が随時召集する。

　（活動計画）

第８条　本会は、第３条に定める事業を行うため活動計画を作成する。

　（会費および経費）

第９条　本会の会費および運営に関する経費は、自治会費その他の収入をもってあてる。

　（その他）

第１０条　この規約に定めのない事項に関しては、役員会で協議して定める。

　　　附　則

　この規約は、令和〇年○○月○○日から実施する。